

令和 5 年 6 月 12 日現在

機関番号：32670

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2019～2022

課題番号：19K23253

研究課題名（和文）犯罪や非行に関与した知的障害者に対する施策形成に関する歴史的研究

研究課題名（英文）Historical Study on the Formation of Policies for Persons with Intellectual Disabilities Involved in Crime and Delinquency

研究代表者

末松 恵（SUEMATSU, Megumi）

日本女子大学・人間社会学部・研究員

研究者番号：90844704

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、犯罪や非行に関与した知的障害者に対する施策形成について明らかにすることを目的とし、明治大正期の懲治場及び少年監獄で展開された知的障害者処遇について検討した。研究の結果、少年監獄で取り組まれていた知的障害者処遇は彼等の出所後の「社会生活」を見据えたものであり、「世に処して独立独行の人たらしむる」、「社会生活に入らしむる」ための保護的・教育的な実践であったことがわかった。これらのことから、犯罪や非行に関与した障害者への支援は、一定の歴史的経過の下にあり、出所後の生活の安定と社会復帰に向けた福祉的な諸施策が試行されていたことを確認することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、少年監獄で取り組まれていた知的障害者処遇は彼等の出所後の「社会生活」を見据えたものであり、保護的・教育的な内容をもった実践であったことが確認できた。また浦和監獄における出獄人保護事業においても「身体虚弱」で「貧困」な者がその対象者とされ、収容と授産等の活動をもって救済が図られていたことがわかった。これらのことから、行刑分野においても福祉的な視点を持った取り組みが一定の組織的な広がりをもってすすめられていたことが把握でき、これをもって、少年行刑分野における福祉実践の萌芽が捉えられたと考える。またこれらの研究成果において、社会事業史研究の進展に一定の貢献ができたものと思量する。

研究成果の概要（英文）：This study examined the treatment of mentally retarded persons in juvenile prisons and correctional institutions during the Meiji and Taisho periods, with the aim of clarifying the formation of policies for mentally retarded persons who were involved in crime and delinquency. As a result of the study, it was found that the treatment of the mentally retarded in juvenile prisons was aimed at their "social life" after their release from prison, and that it was a "protective and educational practice to "make them independent and self-reliant in the world" and "help them enter social life. These findings confirm that support for persons with disabilities involved in crimes and delinquency was based on a certain historical process, and that various welfare measures were being tried to stabilize their lives and reintegrate them into society after their release.

研究分野：知的障害者福祉研究

キーワード：知的障害者処遇 低能者 免囚保護 懲治場 少年監獄

1. 研究開始当初の背景

近年、矯正施設を出所した知的障害者への支援が社会的課題とされ、福祉と更生保護の連携による諸方策が試行されている。そうした情勢への対応として、2006年、矯正・更生保護、社会福祉双方の実務家・研究者による調査・研究が実施され、厚生労働科学研究『罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究』(田島2009)としてまとめられた。この研究では、障害者の再犯予防・地域定着の見地から、矯正施設での処遇実態及び地域生活上の課題等が明らかにされた。また、生島編(2017)では、社会復帰と地域生活の実現に向けた司法と福祉・精神医療による協同プロジェクトが提示されたほか、刑事立法研究会編(2018)では地域生活定着支援センターに焦点をあて、司法と福祉の連携に関する理論的検討が行われている。これらの研究は、これまで、犯罪に関与した障害者への支援が「司法と福祉の谷間」にあったことを指摘し、その考察に基づいて、彼らの社会での居場所づくりや社会参加への道筋を明らかにしようとするものである。

しかしながら、近代初頭における更生保護の実践に目を向ければ、司法領域における福祉的対応は古くから見出され、処罰や懲戒にとどまらない保護や教育といった視点を確認することができる。また監獄や感化院・少年院等においては、知的障害者に対する独自の対応や処遇方法が模索されていたことも明らかにされている。すなわち、犯罪や非行に関与した障害者への支援は、一定の歴史的な経過の下にあり、出所後の生活の安定と社会復帰に向けた福祉的施策が試行されていたことがうかがわれるのである。これらのことから、近代初頭、福祉と司法が未分化であった時代における更生保護施策及びそれらにかかわる実践の詳細を詳らかにしていく作業は、障害者の地域での生活や社会的包摂にかかわる支援の原点を明らかにするものであり、現代につながる重要な示唆をもたらすのではないかと考えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は二つある。一つ目(以下では〔研究1〕とする)は、監獄の最重点課題のひとつであった出獄人保護事業に焦点をあて、その仕組みが形成されていった経緯やアクター及び事業の実施状況を明らかにすることである。先行研究では、安形(2005)が明治期における更生保護思想の形成とその背景、各地域における出獄人保護事業の動向などについて検討しているほか、吉田(1992)、中西(2015)では仏教慈善事業の当該事業へ参与とその背景等に関して考察がなされている。しかし、出獄人保護にかかわる具体的な経緯や取り組みの詳細については論じられておらず、当該事業がいかなる契機から構想されどのような経過をたどったのかを把握・分析していくことが本研究の課題となる。

また、本研究の目的の二つ目(以下では〔研究2〕とする)は、少年囚に混じって存在していた知的障害者の保護に関わる取り組みの動向を明らかにすることである。この分野の先行研究は、伊藤(2010)が横浜監獄の盲啞懲治場における教育処遇について検討し、「遺棄され放置された末に犯罪に至った社会から顧みられない聾啞者に対し、基礎的な教育と職業技術を施して」(伊藤2010:90)いたと述べられている。また少年矯正の通史研究においては、少年監における実業教育の実施や保護施策の概要について記されている(矯正協会編1984)(重松1976)。しかしながら、少年監獄における知的障害者への保護施策については言及されておらず、知的障害者の出獄後に関する対応がいかなる目的の下でどのように策定されていったのかを解明することが本研究の二つ目の課題である。

3. 研究の方法

本研究は、史資料・文献の分析に基づく実証的な研究である。研究対象としては、浦和監獄及び浦和監獄川越分監(少年監・懲治場)並びに横浜監獄小田原分監(少年監)を取り上げる。その理由として、浦和監獄は当該地域(埼玉県南部)が東京市に隣接し、内務省監獄局をはじめとする「中央」の影響が及びやすい地点に存在しつつ、寺社等宗教慈善組織という資源を用いながら早い時期に出獄人保護事業の組織化が図られていたからである。そういった意味で、当該事業の形成過程に関する特徴的な事象を捉え得るのではないかと考えた。また、浦和監獄川越分監は日本の監獄事業において最も早く知的障害者への特別な処遇に取り組んだ少年監獄であり、「出獄後」に向けても何らかの独自の取り組みが見出せるのではないかと推察した。さらに、横浜監獄小田原分監は当監を所轄する横浜監獄において、手話応用による瘖啞者教育や女懲治人への裁縫手芸など収容者それぞれの特性に配慮した実践が行われていた。横浜監獄のその先駆性に鑑み、小田原少年監での知的障害者処遇においても積極的な意図が見出せるのではないかと思量した。

研究に用いた諸資料に関しては、〔研究1〕では、監獄事業の専門誌である『監獄協会雑誌』『保護時報』等を精査し、埼玉県における更生保護事業に関わる史実を把握した。これらの雑誌は、監獄実務家や保護関係者らによる論説・統計・調査報告等を多数掲載し、当時の保護活動の動向や思想潮流の在りようを具体的に把握しうる点で有用であると考えた。また、民間における出獄人保護を担った仏教慈善事業の動向に関しては、埼玉県慈善会保護院発行の事業報告書や『埼玉仏教百年史』等から活動の実態と変遷を捉えた。また、〔研究2〕においては、〔研究1〕で示した諸資料に加え、浦和監獄川越分監及び横浜監獄小田原分監編纂によるそれぞれの年次統計書(一時資料)から史実を整理した。

研究の対象期間は、別房留置制度下において「虚弱者問題」が指摘され始める明治中期頃から、事業が拡大され官民による協力が本格化していく大正初頭頃までとした。

4. 研究成果

〔研究1〕

(1) 埼玉県慈善会及び浦和監獄による出獄人保護の取り組み

出獄人保護事業の契機

史資料を検討した結果、出獄人保護事業が生起していく契機となったのは別房制度の廃止(1889年)に伴う別房留置者の生活困窮であったことが捉えられた。すなわち、別房留置者は「一人前の働は出来ず、身体は弱く」(下間 1894: 59-60)、「壹銭の貯もなく、被るに衣なく、喰うに銭なく又之を庇護する者もなき不幸」(大島 1932: 38)な境遇にあり、出獄後も「再犯を余儀なくせらるる」(同上)状況にあることが仏教者らの間で認識され、これにより「刑余頼るなき貧困の民の救済」(不詳 1897: 59)が企図されたのである。また、こうした事象の背景には松方デフレ政策(1881年)を起点とする深刻な経済不況があり、それが埼玉県においても「下層」の拡大とともに「無宿乞丐の類」の出現を促していた。貧困と浮浪が犯罪と深く関連しつつ、こうした社会状況が監獄事業にも影響を及ぼしていたのである。

出獄人保護事業の経過

埼玉県における更生保護事業は、県会議員大島寛爾を中心とし埼玉慈善会の僧侶(玉蔵院住職朝比奈秀玉)及び埼玉県監獄署教誨師(下間鳳城)等によって開始された。保護方法は、初期の段階では保護場(真福寺)への収容と授産(監獄内下肥・紙屑の払下げ事業)が取り込まれ、免囚者の帰国旅費の獲得が目指された。しかしながら財政的理由から保護事業の運営は安定せず、埼玉県議会が「再犯防遏」を旨とした資金助成(使途における条件指定あり)をもってこれに関与していく経過をたどる。

免囚保護事業は監視制度の廃止(1907年)と天皇崩御による大恩赦(1912年)を契機として新たな展開がみられた。一つは監獄法施行規則及び埼玉県出獄人保護規程の制定による監獄・警察・市区町村及び保護事業者のそれぞれの業務役割の明確化であり、二つめは免囚者に対する自宅訪問・通信を目的とする埼玉県免囚保護院による県下2,000箇所の寺社の組織化であった。これら官民協働の取り組みにより、保護事業は「好成績を挙ぐるに至れる」(白井 1914: 83)と評価されることとなった。これらの経過から、埼玉における免囚事業は「国家性の段階的伸長」(安形 1995)の影響下にある一方で、地域独自の民間事業に依拠しながら進展していったことが確認できた。

出獄人保護事業の特徴

より、埼玉県では民(埼玉慈善会)における、1)実践の先覚性、2)寺社等地域資源の組織化、3)事業拡大に伴う犯罪者統制役割への重心移行、官(埼玉県議会)における、1)保護事業の正統化、2)事業者に対する指導と管理的役割の強化、という特徴を捉えることができた。また浦和監獄は教誨師を中心としながら、免囚者と保護を担当する寺社(住職)とをつなぐ役割を果たしていたことがわかった。

さらに、民と官の協働について考察するならば、埼玉県における免囚保護事業は、民における地域活動・免囚者支援、官における事業者管理と統制という役割分業を実現した実践モデルの端緒であることが看取された。またその一方で、民と官の関係は対等ではなく、自発的な免囚救済活動が公的助成を介して犯罪統制の要素を付加されていく過程であったこともこれらの歴史経緯から垣間見えた。但し当該事業は、決して民間の慈善性なしには興らず、その組織的基盤なしには遂行しえなかったことも事実であり、ここに目的や方向性を異にしながらも相互に協応し合う官民の関係性を明らかにすることができた。

また、埼玉県における免囚保護事業を牽引した大島寛爾は、当該事業に関し「収容における犯罪停止」と「善人と為して社会に出」すことの二つの側面を語っており、そこには、再犯防遏(収容)を強く求められながらも社会復帰(放免)を促していくことの間を生じる葛藤が察せられた。このことから、先行研究が指摘する「社会復帰における中間点」という保護団体の位置付けについて、その役割における保護と監視、施設収容と治安維持といった二面的な要素を指摘した。

(2) 懲治場における「保護」へむけた取り組み

懲治場における「郊外散策」の取り組み

浦和監獄川越分監における郊外散策は、1903年に3人の懲治人の「伊佐沼」及び「喜多院・浮島神社」へのそれぞれ2里半の散策として開始され、翌年には体力・年齢に応じた2組・2コースの設定とともに、各コース45名が8里強(百穴方面)・5里強(入間川町方面)を10時間半かけて歩くという内容で実施された。この活動は浦和監獄典獄の早崎春香が主導し、またその費用は児童保護会の経費より捻出された。児童保護会は川越分監の免囚児童のうち、「家庭ノ保護者ナク又他二頼ル所ナキ者ヲ救助スル為メ」(川越児童保護学校 1906: 49)に教員が共同で資金を拠出して運営していたものである。散策の目的は「精神休養、気質鍛錬、及修学」とされ、収容児童を教養して「国家の良民たらしむる」(同上: 34)ことが旨とされた。郊外散策は分監内部では「愉快に且つ無事に満足に其目的を遂げ」たと評されたが、内務省官僚等からは懲治場の

「規律」への背反が強く非難され、その後、少年監獄では継承されなかった。しかし、少年院や感化院などの保護事業においては「特に重要な位置を与うる」(社会福祉調査研究会編 1990: 71) 活動として取り組まれた。

懲治場における「郊外散策」の取り組みの背景 - 「世に処して独立独行の人たらしむる」

浦和監獄川越分監懲治場において「郊外遠足」が実施されたこと背景として、この取り組みが「精神休養、気質鍛錬、及修学」という目的に加え、幼年囚が将来「世に処して」生きていくための力を身につけることを意識して実施されていたことを指摘しうる。なぜならば、川越分監懲治場では学科教育と並んで「訓育」が重視され、「世に処して独立独行の人たらしむる」(川越児童保護学校 1907: 4) ことが目指されるとともに、収容児童は「各自に将来に向けて、向上の精神を発揮し、品位自ら上」(同上: 1) げるよう、「其日常の起居、生活、交際、衣服、言語に至るまで、悉く普通の児童の如くならしめ、敢て彼等をして異様の感を起さしめない」ことが目標とされていたからである。すなわち、郊外散策もまた「世に処」するための試みのひとつとして、児童らが「異様」ではなく地域を移動・散策することに意識が向けられていたのである。早崎典獄が無言で列を乱さずに歩く児童らに対し、「歩くときは構わず両手を振れ」「先になり後になり扱して自由に活発に歩め」と諭したことにもその意図が示されている。非行や犯罪にかかわる幼年者の「社会」とのかかわりを注視し、出獄後に備えた実践が展開されていたことがここに明らかにされる。

〔研究 2〕少年監における知的障害者の保護にかかわる取り組み

(1) 浦和監獄川越分監(少年監)における知的障害者の保護にかかわる取り組み

浦和監獄川越分監における教育処遇の実施

史資料を検討した結果、浦和監獄川越分監では再犯・累犯問題を契機として知的障害者の存在が認識されるようになり、1914 年には川越分監少年受刑者教育及処遇規程に「低能者特別教授」が位置づけられ、「低能者研究」が4年間にわたって行われたことがわかった。また、その集成として「低能者身上一覧」が掲出され、生理学・精神病学・心理学・環境的社会的要素及び教育学の各視点から27名の知的障害者の身体状態、精神状態、境遇関係、犯罪、在監時及出監後にかかわる分析がなされた。こうした調査・研究を経て、知的障害者による犯罪が貧困や生育環境と深く関係し、さらに障害に対する差別視や不適応などが加わって、なお一層犯罪に近接しやすくなるという認識がなされていった。

浦和監獄川越分監における知的障害者処遇の背景 - 「社会生活ニ入ラシムル」

また知的障害者処遇の背景には、「其性能ニ応ジテ職業ヲ得セシメ」、「国民」として「社会ニ順応シテイク」(浦和監獄 1918: 514) という指針があり、これに合わせてその方法もさまざまに工夫されていったことが分かった。例えば、当初は学科教育が重んじられていたところから、「身体訓練」や「徳性ノ涵養」が重視されるようになり、「人並外レニ見ヘザル丈ケノ作法躰ヲ為サルベカラズ」と訓示されるようになった。また、職業を得て自活する上で習得すべき事柄として、「清潔・礼讓・共同一致」などの項目が課題として取り上げられている。このように、少年監獄では知的障害者を「社会生活ニ入ラシムル」ことを目標に処遇の方向性が企図されており、このことは少年行刑施設が「社会」との境界・接点に在って、障害少年らが施設収容に依らず、社会のなかで生きていくことを前提として処遇されていたことを確認するものである。

(2) 横浜監獄小田原分監(少年監)における知的障害者の保護にかかわる取り組み

横浜監獄小田原分監における教育処遇の実施

小田原分監における知的障害者への対応は1913年の「低能者検査表」の作成にはじまり、翌年には「少年受刑者教育規程」中に「低能者処遇規則」が規定され、これにより知的障害者処遇が小田原分監における教育処遇の一角に位置づけられることになった。教育処遇においては、教師らによる一対一の、或いは「一組十人乃至十五人」の学級における教科学習(「実物標本及絵画等ニ依ル實際的知識ノ開発」)が取り組まれたほか、作業技術の習得や教諭師らによる宗教・道徳観念の指導が行われた。個別処遇により「読み書き」など効果が確認される科目がある一方で、「進歩を見ること能わざる」分野もあり、「個性研究」と「個別的教育」にさらに期待が寄せられていた。

横浜監獄小田原分監における知的障害者処遇の特徴 - 貧困の実態調査と実業教育

また小田原分監では、「少年犯罪者は家庭及び学校教育の欠陥と四圍の境遇に原因する」(横浜監獄小田原分監 1917: 15) との認識に立ち、個々の収容者の貧困実態や就学の状況等が調査され、社会に出ていくための実業教育が取り組まれていたことが分かった。さらに、知的障害者と犯罪行為との関連分析において、障害事由など個人に帰する要因のみならず、個人をとりまくさまざまな状況(尋常小学校中途退学、無資産、赤貧者の家庭に成長等)が捉えられ、詳細なケースワークが積み上げられていったことも特徴として指摘し得る。大正3年統計書では、犯罪原因における「個人的原因」と「社会的要因」について言及され、「個人的原因」とは個人の性格や遺伝等であり、「社会的要因」とは地方風俗の関係や生活に困るなどの経済等とされている。このように小田原分監では障害少年の理解に努め、出獄後の「杞憂」の解消に向けた諸施策が取り

組まれていたことが確認できた。

〔研究成果における学術的な意義〕

本研究は、犯罪や非行に関与した知的障害者に対する施策や処遇の形成過程を解明することを目的として推進した。これは、明治・大正期の社会事業の全体像を明らかにすることに加え、福祉と更生保護の連携や障害者の地域生活支援の研究にも連なる今日的なテーマであると考えられる。なぜなら、少年監獄で取り組まれていた知的障害者処遇は彼等の出所後の「社会生活」を見据えたものであり、「世に処して独立独行の人たらしむる」、「社会生活ニ入ラシムル」ための保護的・教育的な実践であったからである。また浦和監獄における出獄人保護事業においても「一人前の働は出来ず、身体は弱」(下間 1894: 59-60)き者がその対象者とされ、収容と授産等の活動が取り組まれていた。これらのことから、犯罪や非行に関与した障害者への支援は、一定の歴史的な経過の下にあり、出所後の生活の安定と社会復帰に向けた福祉的な諸施策が試行されていたことを確認するとともに、行刑分野においても福祉的な視点を持った取り組みが一定の組織的な広がりをもって推進されていたことがわかった。本研究により、これまで研究の蓄積が十分とは言えなかった少年行刑分野における福祉的視点の萌芽が捉えられ、これをもって社会事業史研究の進展に一定の貢献ができたと考える。

<引用文献>

- 安形静男 (1995) 「司法保護への一潮流」『犯罪と非行』106, 151-166 .
- 安形静男 (2005) 『社会内処遇の形成と展開』日本更生保護協会 .
- 伊藤照美 (2010) 「横浜監獄内にあった盲啞懲治場をめぐる」『日本聾史学会報告書』8, 82-92 .
- 浦和監獄 (1918) 『少年受刑者ノ統計及處遇一斑 大正六年 第六回』浦和監獄 .
- 大島寛爾 (1932) 「何が今日あらしめたか」『保護時報』14-3, 37-39 .
- 川越児童保護学校 (1906) 『保護児童ノ研究 第二回報告』 .
- 川越児童保護学校 (1907) 『保護児童ノ研究 第三回報告』 .
- 刑事立法研究会編 (2018) 『「司法と福祉の連携」の展開と課題』現代人文社 .
- 矯正協会編 (1984) 『少年矯正の近代的展開：少年法施行六十周年記念出版』矯正協会 .
- 重松一義 (1976) 『少年懲戒教育史』第一法規出版 .
- 社会福祉調査研究会編 (1990) 「感化教育資料」『戦前日本社会事業調査資料集成. 第5巻』勁草書房 .
- 下間鳳城 (1894) 「大日本感化事業并出獄人保護事業奨励会発会式 保護事業の一斑」『大日本監獄協会雑誌』71, 57-61
- 生島浩編著 (2017) 『触法障害者の地域生活支援 その実践と課題』金剛出版 .
- 白井勇松 (1914) 「大正二年中埼玉県下に於ける出獄人保護事業の概況」『監獄協会雑誌』27-5, 80-85 .
- 田島良昭 (2009) 『罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究：平成 18-20 年度：厚生労働科学研究(障害保健福祉総合研究事業)報告書』 .
- 中西直樹 (2015) 「仏教社会事業の研究」『佛教文化研究所紀要』53, 76-83 .
- 不詳 (1897) 「免囚保護院開院式」『大日本監獄協会雑誌』104, 58-60 .
- 横浜監獄小田原分監 (1917) 『大正五年 第四回 少年受刑者の処遇及統計彙報』 .
- 吉田久一 (1992) 『吉田久一著作集 4 日本近代仏教史研究』川島書店 .

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 末松恵	4. 巻 58
2. 論文標題 明治大正期の埼玉県における免囚保護事業の展開	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 社会事業史研究	6. 最初と最後の頁 93-108
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 末松恵	4. 巻 51
2. 論文標題 浦和監獄川越分監における郊外散策に関する考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 明治学院大学社会学部附属研究所研究所年報	6. 最初と最後の頁 47-64
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 末松恵	4. 巻 59
2. 論文標題 明治期の監獄における精神病患者処遇の展開	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 社会事業史研究	6. 最初と最後の頁 77-92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 末松恵	4. 巻 53
2. 論文標題 横浜監獄小田原少年監における「低能者」処遇に関する考察	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 明治学院大学社会学部附属研究所研究所年報	6. 最初と最後の頁 69-84
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 末松恵
2. 発表標題 埼玉県における免囚事業の展開 - 明治大正期における官民共同の取組みに着目して -
3. 学会等名 社会事業史学会第48回大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 末松恵
2. 発表標題 埼玉県における免囚保護事業の展開
3. 学会等名 東京社会福祉史研究会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 末松恵	4. 発行年 2022年
2. 出版社 大空社出版	5. 総ページ数 370
3. 書名 少年行刑の歴史からみる知的障害者福祉の萌芽	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------